

令和元年 東北地区私教協秋季研究大会

発表 1

「大学における教員養成と
青森県教員等資質向上推進協議会」

補助資料

学校法人青森山田学園情報化推進センター長

青森大学ソフトウェア情報学部教授 雪田 一

目次

| | |
|----------------------------|-------|
| 協議会組織 ア～エの職にある者及びオ～コに掲げる団体 | 1 |
| 校長及び教員の資質の向上に関する指標の策定（通知文） | 2～3 |
| 青森県教員等資質向上推進協議会議事録 | 4～15 |
| 校長及び教頭の資質の向上に関する指標 | 16 |
| 本県の目指す教師像 教員の資質の向上に関する指標 | 17 |
| 研修体系 | 18 |
| 公務員特例法の等の一部を改正する法律について | 19～27 |
| 初任者研修（高等学校）基礎講座 | 28～29 |

3 組織

(1)協議会は、次のア～エの職にある者及びオ～コに掲げる団体から青森県教育委員会教育長が委嘱する者を委員として組織する。

- ア 青森県教育庁教育次長（学校教育課に係る事務を整理する教育次長）
- イ 青森県教育庁学校教育課長
- ウ 青森県教育庁教職員課長
- エ 青森県総合学校教育センター所長
- オ 青森県市町村教育委員会連絡協議会教育長会
- カ 青森県内の中核市教育委員会
- キ 国立大学法人弘前大学
- ク 青森県小学校長会
- ケ 青森県中学校長会
- コ 青森県高等学校長協会（高等学校及び特別支援学校の代表者各1名）



青教育第2158号
平成30年2月22日

関係町村長 殿

青森県教育委員会教育長
(公 印 省 略)

校長及び教員の資質の向上に関する指標の策定について (通知)

平成29年4月1日、教員の養成・採用・研修を通じた新たな体制の構築のため、教育公務員特例法の一部を改正する法律(以下「法」という。)が施行され、校長及び教員の任命権者に校長及び教員としての資質の向上に関する指標及びそれを踏まえた教員研修計画の策定等が義務付けられました。

これを受けて、青森県教育委員会では、法第22条の5に基づき青森県教員等資質向上推進協議会(以下「協議会」という。)を組織し、協議会の協議を経て、「校長及び教員の資質の向上に関する指標」を別添1のとおり策定いたしましたのでお知らせします。

つきましては、貴町村における公立認定こども園に係る指標策定の参考としていただくため、別添資料を送付いたします。

なお、別添1～4については、平成30年2月末を目途に青森県教育委員会ホームページにおいて公開する予定であることを申し添えます。

担当

学校教育課小中学校指導グループ

指導主事 竹川 康則

TEL 017-734-9895

FAX 017-734-8270

E-mail yasunori_takegawa@pref.aomori.lg.jp

青森大学学長 殿

青森県教育委員会教育長
(公 印 省 略)

校長及び教員の資質の向上に関する指標の策定等について (通知)

平成29年4月1日、教員の養成・採用・研修を通じた新たな体制の構築のため、教育公務員特例法の一部を改正する法律(以下「法」という。)が施行され、校長及び教員の任命権者に校長及び教員としての資質の向上に関する指標及びそれを踏まえた教員研修計画の策定等が義務付けられました。

これを受けて、青森県教育委員会では、法第22条の5に基づき青森県教員等資質向上推進協議会(以下「協議会」という。)を組織し、協議会の協議を経て、「校長及び教員の資質の向上に関する指標」を別添1のとおり策定いたしましたのでお知らせします。

併せて、協議会において、法第22条の5に規定する指標に基づく校長及び教員の資質の向上に関して必要な事項として、「大学生の学校におけるインターンシップの基本的考えについて」、「本県教員を志望する高校生に係る取組について」、「中堅教諭等資質向上研修等について」についても協議したところであり、協議が調った別添2～4をお知らせします。

については、貴学における教員養成の参考としていただくとともに、本県教員の資質の向上に対して、御支援のほど、よろしく願いいたします。

なお、別添1～4については、平成30年2月末を目途に青森県教育委員会ホームページにおいて公開する予定であることを申し添えます。

担当

学校教育課小中学校指導グループ

指導主事 竹川 康則

TEL 017-734-9895

FAX 017-734-8270

E-mail yasunori_takegawa@pref.aomori.lg.jp

青森県教員等資質向上推進協議会議事録

記録者 学校教育課小中学校指導グループ
指導主事 太田成人・淋代秀樹

1 期日 平成29年7月28日(金) 10時30分～12時00分

2 会場 青森県警本部6F 教育委員会室

3 出席委員

・県教育委員会・教育庁

和嶋延寿、一戸利則、安田正司、奈良和仁

・市町村教育委員会

遠島進、成田一二三(代理 石岡篤実)、伊藤博章(代理 本間孝浩)

・大学

戸塚学

・校長会

中谷保美、伴孝文(代理 川井清広)、成田昌造、川村泰弘

4 会議(全体進行 学校教育課 早野英明)

(1) 開会行事

・委嘱状交付

・県教育委員会教育長挨拶(和嶋教育次長代読)

・日程確認

(2) 説明

事務局より配布した説明資料を用いて、以下の①～③を説明した。説明後の質問はなかった。

① 教育公務員特例法の一部を改正する法律の概要について

② 青森県教員等資質向上推進協議会設置要綱について

③ 公立の小中学校等の校長及び教員としての資質の向上に関する指標の策定に関する指針について

(3) 会長及び副会長の選出

選出にあたって、委員から事務局の考えを示してほしい、との意見があり、事務局が、会長に和嶋延寿委員、副会長に戸塚学委員を考えている旨を説明し、了承された。

(4) 協議(進行 和嶋会長)

① 分科会の設置について

事務局が、青森県教員等資質向上推進協議会における分科会設置について(案)を説明し、承認された。

② 指標に盛り込むべき要素について

国が作成した指針を踏まえ、指標に盛り込むべき要素について、協議した。概要については、以下のとおりである。

- ・委員 指標に盛り込むべき内容としては、基本的には指針に示されている「指標の内容を定める際の観点」、この7つでよいのではないか。また、青森県独自の課題があり、青森県の教員として育成をしたい内容・視点が加わるとよいのではないか。
- ・委員 大学では、教職課程のコアカリキュラムの変更が必要である。教員養成の立場からは、採用や研修を考えて、大学の教育課程を充実させていかなければならない。
- ・委員 指標が、あまりにも細かい作りになってしまうことで、教員がマニュアル化してしまうことが怖い。あまり、マニュアル化しすぎるとそれを一つずつこなすだけになることが怖い。その辺の作りを分科会の方でも考えてほしい。
- ・会長 青森県の課題、青森県としての色が大切であり、自ら課題を設定していくような方向であるので、職業人としても自ら課題を見つけ、設定することが大切である。
- ・委員 指標というイメージがまだ出来ていないと思う。だいたい指針のとおりになると思うが、ある程度決めて分科会で考えてください、とやった方がよいのではないか。その際、職種毎につくるのがよいとか、学校毎につくるのがよいという考えもあるのかもしれない。現在の研修体系でも、学校種毎に分かれているわけではない。
- ・会長 この協議会で、ある程度共通理解が図られれば、分科会でまとめて報告してもらえるとよい。
- ・委員 大臣指針は教員の理想であり、捉えにくい部分もあるが、今、委員が発言されたことは分かりやすいと思う。指標という言葉が出ているが、形成的な評価、定量的な評価と、現在実施している人事評価と多少重なる部分もある。それについての差別化はどうなっているのか。
- ・事務局 国会の審議において、人事評価とは趣旨・目的が異なる旨の付帯決議がなされている。文科省の説明では、「指標は、将来に向かって身に付けていくべき資質能力をその目標として目安を掲げていくもの、評価とは過去のパフォーマンスに対するもので趣旨や目的が違う。」と述べている。文科省の見解では、人事評価と今回の指標は明らかに違うものである。なお、評価項目と指標の内容が重なる部分はあるだろう。指標の達成度に関しては、今後整理する必要はある。
- ・会長 余り細かくしないことが大事。校種で共通するところをまとめるという形で分科会にお願いしていくことでよいか。
- ・委員 3つの分科会でできあがったものを、分科会レベルで調整することはあるのか。
- ・事務局 課長代理を事務局長とし、事務局次長を4人おいている。分科会の事務局それぞれの担当の主査、あるいは事務局による事務連絡会を既に数回行っている。副会長ご指摘の部分も、今後連携をとりながら進めていく。
- ・委員 分科会の段階から、情報の共有があれば有効である。

- ・委員 センターの研修は確かに大切であるが、O J T (On The Job training) も大切である。校内研修の形が見えるような形で実施して頂きたい。
- ・委員 O J Tの役割が大きいと思う。研修はそれを補完するものである。そういう視点で指標を作ってもらいたい。新採用時の集団が、教員の人生を決める。組織・集団を視野に入れた指標をつくってほしい。
- ・会長 指標に盛り込むべき要素として、次の3点について分科会毎で話し合う。
 - 1 青森県としての教育課題
 - 2 校種、職種など、余り細かくしないようなもの
 - 3 O J Tが見えるような校内研修体制とそれを補完する研修体制づくり

③ 今後のスケジュールについて

事務局が、青森県教員等資質向上推進協議会等検討スケジュールを説明するとともに、第2回の日程調整に係る文書を説明し、了承された。

④ その他

特になし

(5) 閉会行事

次回の協議会は、10月を目途に開催することを確認して終了した。

以上

青森県教員等資質向上推進協議会議事録

記録者 学校教育課小中学校指導グループ

指導主事 館山 知昭・太田 成人

1 期日 平成29年10月25日(水) 10時00分～12時00分

2 会場 青森県警本部6F 教育委員会室

3 出席委員

・ 県教育委員会・教育庁

和嶋延寿、一戸利則、安田正司、奈良和仁

・ 市町村教育委員会

遠島進、成田一二三、伊藤博章

・ 大学

戸塚学

・ 校長会

伊藤 隆、成田昌造、川村泰弘

※伴孝文委員は欠席し、伊藤氏が代理出席、また中谷保美委員は欠席

・ 各分科会主査

福島裕敏、小関英規、高橋英樹

4 会議(全体進行 学校教育課 早野英明)

(1) 開会行事

・ 県教育委員会教育長挨拶

・ 日程確認

(2) 報告(進行 和嶋会長)

① 事務局から、教員養成、教員採用及び教員研修各分科会における協議の進捗状況について、以下の内容が報告された。

ア 平成29年7月28日に開催された第1回本協議会において、各分科会の設置が承認され、8月～10月にかけて分科会毎の検討が続けられている。

イ 教員養成分科会では、「大学生のインターンシップ」及び「教員を目指す高校生に向けた施策」について協議が行われている。

ウ 教員採用分科会では、「採用段階の指標」、「採用試験の改善」及び「採用前研修」について協議が行われている。

エ 教員研修分科会では、「指標」、「採用後の指標」及び「経験者研修の今後の在り方」について協議が行われている。

② 「校長及び教員としての資質の向上に関する指標(案)」の内容及び作成方針について【協議資料1】に基づき、教員研修分科会及び教員採用分科会各主査から報

告が行われた。

ア 校長及び教員としての資質の向上に関する指標（叩き台）について【教員研修分科会から】

- I 背景及び趣旨
- II 校長及び教員の資質の向上に関する指標
- III 資質の向上を図るに際し配慮すべき事項
- IV その他

イ マトリクスについて

- I 採用段階の指標について【教員採用分科会から】
- II 採用後段階について
- III 校長等の資質の向上に関する指標について【教員研修分科会から】

(3) 協議 1

報告された指標案について、会長から示された視点に基づき、以下の内容で協議が行われた。

【協議の視点】

- ・採用段階から3つのキャリアステージを経て、本県のめざす教員像につながる流れはどうか。
- ・大臣指針で示された7つの観点を踏まえて設定した3つの観点はどうか。
- ・共通指標の内容、文章表現はどうか。
- ・共通指標以外の内容、文章表現はどうか。

- ・委員 採用段階と校長等の人間力に係る指標には「倫理」という言葉が使われている。一方、採用後段階には使われていない。その理由を説明してほしい。
- ・主査 採用段階と採用後段階の連動性・整合性が課題である。今のご意見を基に、他の観点についても精査していく。
- ・会長 「倫理観」は重要な内容だと考えるので引き続き検討願いたい。
- ・副会長 指標において、縦軸に「観点」という言葉を使っている。また、資質・能力を「資質」という一つの言葉にまとめて扱っている。例えば「マネジメント力」は能力に当たると考える。あえて「資質」という一つの言葉として扱うことにしたのか。また、「能力」についてどのように捉えているのか。
- ・事務局 この指標を定めるに当たり、教育公務員特例法改訂を受け、文部科学大臣の指針を参酌することとなっており、その指針では「資質」という言葉が使われ、7つの観点が示されている。それを踏まえ、県でも「資質」及び「観点」を使用している。
- ・事務局 一般的に使われている「資質・能力」という言葉の区分については、「生まれもって備わった資質が経験等を経て能力となっていく」と考えられている。一方、教員にとってどのような「資質」と「能力」を求めていくか等も含め、「倫理」という言葉と同様、「能力」の扱いについても今後の検討課題である。
- ・委員 「資質・能力」に関して、1987年中教審答申における「資質・能力」の解釈

は「専門的職業である教職に対する愛着・誇りなど一体感に支えられた知識・技能の総体」となっている。後天的に得られるものとは区別して考えられている。従って「資質・能力」を総体的なものとして捉えてもよいのではないか。

さらに質問だが、時間軸についてどのように捉えているのか。教員に求める普遍的な資質について指標として定めることも重要である一方で、新学習指導要領を見据えたキーコンピテンシー（行動特性）の内容を盛り込んだ指標とするべきであると考えているがどうか。

- ・事務局 マトリクスを作成するに当たり、他県の例等多くのもの参考としてきた。ご意見を基に、普遍的に教員に求められる資質とともに新たに求められる資質についても精査を重ね、盛り込んでいく。
- ・事務局 本県の先生方の実直さや年齢構成が高めであることを踏まえて指導実践を若い教員に円滑に継承していくことが肝要であると考えている。
- ・会長 各分科会の協議を経て、整合性については今後さらに精査が必要である。
- ・副会長 養成段階の指標に係る協議について聞きたい。
- ・事務局 指標・マトリクスについては、採用段階を第一段階とすると国が明示している。一方で養成、採用そして研修が一体となる必要がある。任命権者として県教委が求める教員像が採用段階の指標となると考える。この協議会の意見を基に、採用段階の指標が整い次第、養成段階の各大学の委員の皆様を示していく流れをとりたい。
- ・副会長 養成分科会での今後の協議をお願いします。
- ・委員 どのような教員を求めるのかという部分を共通理解するべき。ベクトルを合わせるべきである。
- ・会長 同感である。各分科会における今後の協議に反映させてほしい。
- ・委員 指標について文言の精査は重要である。各学校の校長がこの指標を基に学校経営に当たる。より具体的な言葉で示すべきである。「本県のめざす教員像」の4つめにある、「新たな方向」は何を指すのか。「新たな自分」とは具体的にどのような教員を求めているのか。
また、校長等の指標のマネジメント力にある観点から、現在「危機管理」の在り方が問われている。教頭の枠には「危機管理」という言葉が見られない。教頭の枠にこそ、「危機管理」の要となる言葉が必要ではないか。また、校長の枠にある「強み」というのは具体的に何を指すのか。
- ・事務局 4つのめざす教員像については、現在県総合学校教育センターの研修講座を構築する上で教員に求めるものとして共通で用いているもの。よく読んでみると具体性に欠ける。これが指標となることはない。「危機管理」という言葉については指摘のとおりである。当初は入っておらず、新たに盛り込んだもの。当初は校長のみの指標とする予定であったが、教頭についても設定することとなった経緯がある。今後、文言の精査に努める。「強み」についても同様である。
- ・委員 学校において教頭の存在が重要である。教頭の指標こそ具体的なものとし、文言を吟味し作り上げてほしい。
- ・委員 よくできた指標である。「組織運営の強みを生かして」という部分がよい。重要である分、「危機管理」と抱き合わせとなっている感がある。この点については

どうか。

- ・事務局 マネジメント力をどのように捉えるかという議論があった。そこでいかにまとめるかという視点での協議が展開され、他県の指標も参考とした上でこの指標となった。今後、それぞれ独立させる視点ももちながら協議を続けていく。
- ・委員 教頭の資質向上が重要であり、それを生かして校長が教頭を指導できるようなものとするべきである。また、「強みを生かした教育活動の実現に向けた組織づくり」についてはどのような協議がなされたのか。
- ・事務局 これまでの分科会では文言について十分な協議が行われていない。組織づくりとマネジメント力の関連については今後精査していく。
- ・委員 マトリクスに「多様性」という言葉があるが、どのように捉えているか。
- ・事務局 第3回で議論された。研修分科会では総括的な言葉として捉えており、特別な支援を必要とする児童生徒に対するだけではなく、LGBTや日本語指導が必要な児童生徒等幅広いすべてを含む視点で捉えている。
- ・主査 教員の職業成長はどのようにあるべきなのかという観点について協議が行われているのか。変化の激しい時代における「学び続ける教員」に関する内容が必要ではないか。
- ・事務局 教員一人一人が自分のキャリアを育てていく上で本指標を参考としてほしいと考えている。しかし、その点についてマトリクスの中に盛り込むのは難しいと考えており、冒頭に説明した全体像において、文章として明記していきたいと考えている。
- ・会長 指標に係る協議はここで打ち切るがよいか。
- ・委員 了

(4) 協議2

各分科会における協議の詳細報告に基づき、協議が行われた。

① 教員養成分科会

- ・大学生の学校におけるインターンシップの基本的考えについて（たたき台）
- ・本県教員を志望する高校生に向けた施策について（たたき台）
- ・委員 学校における取組の一つを紹介する。県立田名部高校においてキャリア教育の一貫として「高校生によるボランティア学習会」を実施している。地元出身の教員が少ないことを憂慮し、学校としてできることから取り組んだ。今年度は土曜日的一天を授業日とし、希望した高校生72名が4～5名のグループを作り、各学級において授業を行っている。教員を目指す生徒にとってよい効果をもたらしている。

② 教員採用分科会

- ・教員採用段階の指標作成及び教員採用試験の改善等について
- ・副会長 採用段階が重要なポイントである。大学入試も生徒の意欲や行動力の面をみるものに変化していく。教員採用においてもそのような視点が必要ではないか。本県の学生が本県で教員としてがんばりたいと思える指標になればいい。
- ・委員 採用段階が最重要。基礎学力がない教員が増えている。講師を長年勤めてきた人にも論文を書かせるなど、一人一人の基礎学力を測ることも必要ではないか。人

物、教員としての素養、教員として成長していく可能性があるかどうかを吟味する必要がある。より多面的にみることが出来る教員採用試験を考えていくことが重要であると考え。

③ 研修分科会

- ・身に付ける資質と研修との関わり（案）
 - ・中堅教諭等資質向上研修（旧10年経験者研修）の改編について
 - ・旧5年研を中堅教諭等資質向上研修（前期）とした。
- ・委員 特に意見なし

(5) その他

事務局から、指標策定に係る今後の動きについて以下の内容で提案がなされた。

- ・公立幼稚園及び公立認定こども園の任命権者が指標を今年度中に策定する必要がある。県内には公立幼稚園が3園（七戸町、大間町、田子町）、公立認定こども園は3園（つがる市、鱒ヶ沢町、六ヶ所村）ある。6市町村が指標を作成する必要がある。第3回協議会にオブザーバーとして招きたいと考えているがよい。
- ・委員 了

(6) 第2回協議会を振り返って

- ・委員 要望である。3つのライフステージが示されているが、そのつなぎの部分ができる範囲でより明確に示してほしい。またマネジメント力については、すべての教員がカリキュラム・マネジメントに関わる必要があるので検討してほしい。
- ・主査 栄養教諭と養護教諭の指標について、より専門性が生かされるよう検討してほしい。
- ・事務局 今後検討する。
- ・委員 採用試験応募者数が減っている。他県と比べても減っている。その点についての分析は行われているのか。本県の教員になりたいが、採用者数が少ないため他県に流れているのではないか。本県で教員になりたい学生を確保するための観点を盛り込んでほしい。
- ・主査 今後検討していく。
- ・委員 本市は中核市として独自の研修体系に沿って実施されている。県教育委員会及び県総合学校教育センターに感謝している。この指標に関する情報も担当指導主事と共有してほしい。今後も連携していきたい。
- ・会長 今後も各分科会において、本日の意見を踏まえて検討を続けてほしい。

(7) 閉会

次回の協議会は、1月に開催することを確認して終了した。

以上

第3回 青森県教員等資質向上推進協議会議事録

記録者 学校教育課小中学校指導グループ
指導主事 舘山 知昭・太田 成人

1 期日 平成30年1月30日(火) 10時00分～12時00分

2 会場 青森県警本部6F 教育委員会室

3 出席委員

- ・ 県教育委員会・教育庁
和嶋延寿、一戸利則、奈良和仁
- ・ 市町村教育委員会
成田一二三、伊藤博章、遠島進
- ・ 大学
戸塚学
- ・ 校長会
中谷保美、伴孝文、成田昌造、川村泰弘
- ・ 各分科会主査
福島裕敏、佐藤広洋、高橋英樹

4 会議(全体進行 学校教育課 早野英明)

(1) 開会

- ・ 日程確認

(2) 報告・説明及び協議(進行 和嶋会長)

○ 第1回、第2回議事録確認

- ・ 確定

○ 教員養成、教員採用及び教員研修各分科会における検討の進捗状況(学校教育課 竹川康則)

- ・ 第2回協議会以降の動きについて説明。

[報告・説明]

ア 教員研修分科会「校長及び教員の資質の向上に関する指標について(案)」について(竹川)

【協議資料1】

- ・ 第2協回議会からの修正点等を中心に説明。
- ・ 修正の主なポイントは、学校現場で使用しやすいように、より分かりやすく具体的な表現に文言を精査した。

イ 教員採用分科会「教員の資質の向上に関する指標(案)」採用段階の記述について(佐藤)

- ・ 第2協議会からの修正点等を中心に説明。

ウ 教員研修分科会「教員の資質の向上に関する指標(案)」採用段階以外の記述及び「校長及び教頭の資質の向上に関する指標(案)」について(高橋)

- ・ 「指標について」との文言を統一した。
- ・ 養護教諭・栄養教諭の欄について改善を図った。

[協議]

委員：配付資料 p.6 **別紙1** 指標の「マネジメント力」における観点で「地域社会との連携・協働」としているが、「家庭や」という言葉を入れてはどうか。

事務局：検討過程において、具体的指標において「家庭」という言葉を出すこととした。観点においては、「地域社会」という言葉の中に「家庭」を含めるという大きくくりな捉えで策定した。

委員：了。

副会長：配付資料 p.5「配慮すべき事項」「1 指標の改善について」でも示されているが、今後、具体的に実施していく中で、地域社会や教育課題の変化に柔軟に対応し、指標の見直し、改善をお願いしたい。

事務局：年に一回程度は本協議会を開催し、見直しを図っていきたいと考えている。

委員：一般教員の立場に立ってこの指標を読んだときに、「誰が、誰に対して」なのか「自分自身の能力」なのか、明確でない表現がある。現場の教員が読んだときに、理解できる表現であってほしい。また、「形成期」、「向上・発展期」等にキャリアステージを分類しているが、差別化されているか。具体的に何をやればよいのか、どういう力が付けばよいのかが分かりづらい表現が数箇所ある。体言止めになっているのが揺れにつながっているのかもしれない。作る側の整理が必要ではないか。

会長：指標を周知するに当たっては、今の御意見を参考にして伝え方を工夫するとともに、見直しの際には、それらを踏まえて改善していければよいのではないか。

事務局：学校への伝え方には工夫が必要であると考えている。様々な機会を捉えて伝えていきたい。全観点は難しいが、どこか例示をとって説明していきたいと考えている。

会長：現場の先生が読んだときに疑問に思うようなところを、丁寧に説明してほしい。理想としては、この指標を読んだだけで「自分が何を目指せばよいのか」が理解できるようなものになるとよいと思う。

委員：それぞれのステージに立ったときに、自分は何をすればよいのかという立場で読んだ。「～をしなければならぬ」なのか「～を心がける」なのか、文字には出てこない部分を、学校で考えることが必要である。先生方も個人差があり、学校の実情や課題もある。枠にはめずに、臨機応変に対応していく必要がある。すべて子どもたちのことを考え、道標となるような教師を目指したい。

委員：配付資料 p.5「指標と人材評価」を別々なものとして機能させるのではなく、教員自らが、自分自身を高めるツールとして活用することができるよう伝えていく必要がある。

委員：「本県の教育課題」という言葉を指標に盛り込んだことにより、本県ならではのよく練られた指標となった。特に、p.2「4 指標策定の趣旨等」が重要であり、指標を示すだけでなく、何のための指標なのかを全教員が理解した上で、活用していくことが大切である。策定の趣旨を現場に周知徹底し、指標の具体を示すことが肝要である。各ステージに分けているが、教職員一人一人が教職生活全体を俯瞰できるものとなっている。現場での活用を踏まえ、分かりにくい部分については今後修正していけばよい。

委員：配付資料 p.4「5 指標の活用(2)市町村教育委員会」2項目目に「において」という言葉があることで意味が不明瞭になっている。また、管理職の資質が高ければ成果がでるのか。管理職の能力をどういう視点で評価するか。今回の指標を参考にしたい。校長先生も目指す力が明確で分かりやすいと思う。

事務局：「～市町村教育委員会が主催する研修等においては指標や……」と修正する。

委員：研修を編成するでよいか。

事務局：併せて検討する。

委員：OJTとの関連から、「5 指標の活用」が整理され、どのように関係機関や教員等が取り組むのか明確になった。また、現場の教員等が指標を見ることを踏まえ、ポンチ絵を整備することにより、より効果的に周知が図られるのではないか。

委員：本指標の活用が図られるよう、内容等の周知を徹底していく。

○ その他の分科会協議事項

[報告]

ア 教員養成分科会「大学生の学校におけるインターンシップの基本的考えについて（案）」、「本県教員を志望する高校生に係る取組について（案）」（福島）

・第2回協議会からの修正点等を中心に説明。

[協議]

委員：大学生が教育実習を経験し、その後、ボランティアで学校教育活動に関わった事例があり、インターンシップと教育実習を連携させて実施していくことは有効である。

委員：弘前大学との連携として、大学生が週3回、教育実習のように学校教育活動に関わった事例がある。その大学生は、本県教員採用試験に合格し、採用後はスムーズに取り組めた。現在も教員として活躍している。経験する大学生と受け入れる学校双方にメリットがある取組であった。

委員：インターンシップと教育実習の違いはどのように捉えるのか。

主査：インターンシップでは、先生方がやっていること全般について、周辺的な補助を行う。授業はメインではない。教育実習では先生方の職務の一部を代行する。そのため、授業も行う。端的に述べると、授業をするかしないかである。

委員：受け入れる学校と大学との十分な打合せが必要である。よい教員を確保するためには本県の教育の質を高める必要がある。教職に対する魅力を高校生・大学生が感じるような取組が必要であり、このような取組には賛成である。本県の教員確保のためにも、魅力ある取組をお願いしたい。

主査：大学が意志をもって「ねらい」を明確にして送り出し、事後は「振り返り」を行うことが必要である。

委員：むつ市には大学がなく、小学校でのインターンシップによる大学生との交流は、キャリア教育の視点から、小学生にとって有効である。高校生によるインターンシップでも、教員を志望する気持ちを高めた事例がある。

副会長：インターンシップと高校生に対する取組について、弘前大学でも共通理解を図りながら、一貫性のあるものとなるよう働きかけていく。

[報告]

イ 教員研修分科会「中堅教諭等資質向上研修について（案）」（高橋）

・第2回協議会からの修正点等を中心に説明。

[協議]

委員：中堅教諭等資質向上研修を前期・後期に分けることがよい。前期と後期は法定研修として位置付けられるのか。前期・後期はそれぞれ何日か。

事務局：法定研修である。前期5日間、後期15日間である。

委員：研修を策定していく上で、教員の多忙化解消の視点から、日数が増えることは避けたい。
また、中堅教諭は学校において重要な役目を担っているため、過度な負担とならないよう、配慮する必要がある。教員の資質向上を図っていく上で、児童生徒と向き合う気持ちを高める研修の充実が肝要である。

会長：中堅教諭等資質向上研修の実施については、青森市・八戸市と連携して策定していく。

[報告]

ウ 教員採用分科会「教員採用試験の改善について」(佐藤)

・他県からの情報収集を踏まえ、今後も人物重視の方針で、試験内容(面接試験)の改善を図ることを報告。(資料なし)

[協議]

委員：採用試験の改善に係るロードマップはあるのか。

主査：ロードマップはないが、今後も議論を重ね、その内容を残していく。また、面接内容の変更については、事前にアナウンスするつもりである。

委員：今後も人物重視の採用試験とし、本県で教員を目指す人たちに合った試験内容としてほしい。

会長：指標で示した、目指す教員像にふさわしい人物の採用をお願いしたい。

(3) 閉会

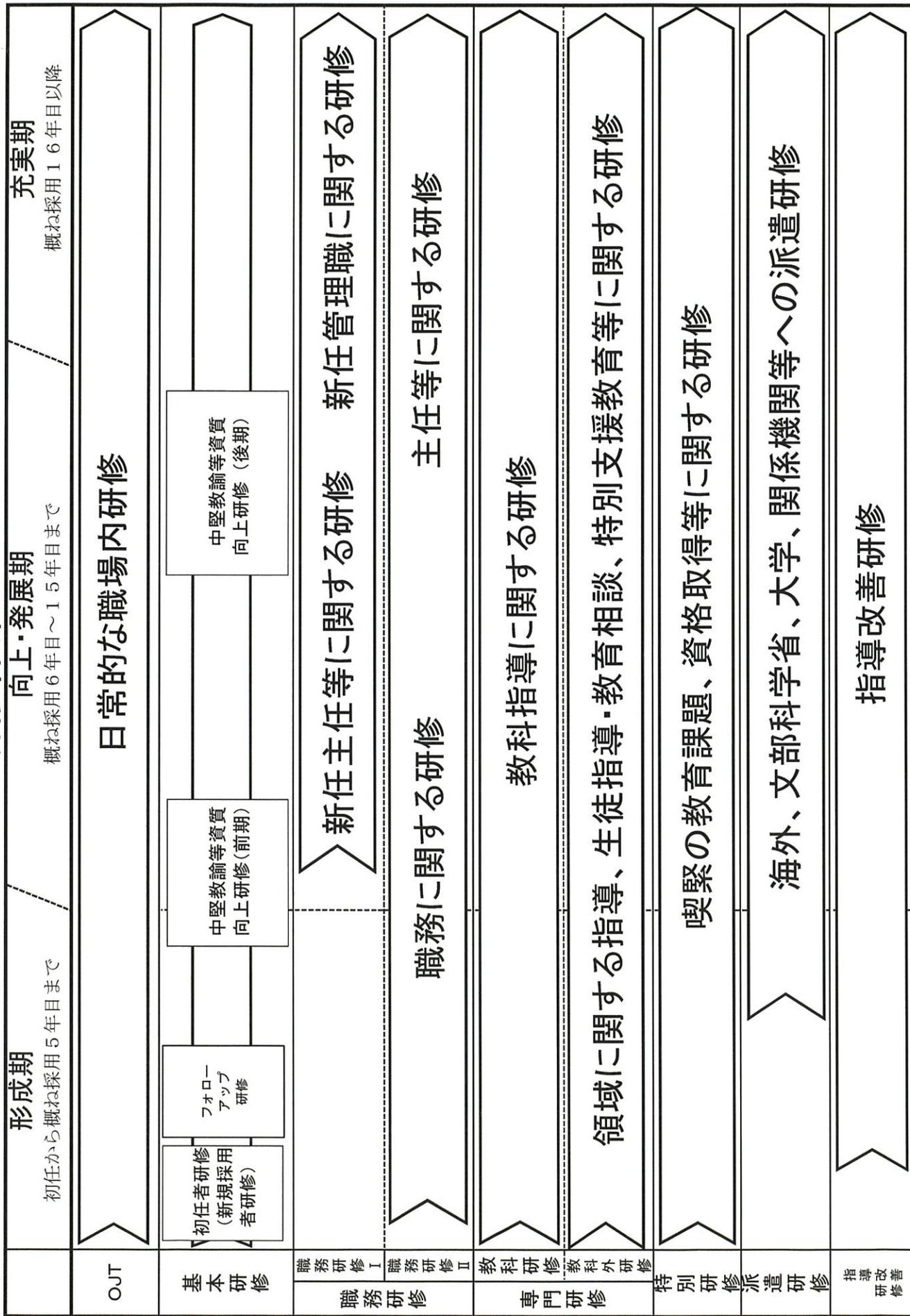
・教育長挨拶

校長及び教頭の資質の向上に関する指標

| 職 観点 | | 校長 | 教頭 |
|---------|--------------------|--|---|
| 人間力 | 管理職としての素養 | <ul style="list-style-type: none"> ・職業倫理の垂範、法令の理解や遵守、誠実・公正な職務の遂行 ・教育や自校を取り巻く状況の把握、的確かつ迅速な判断 ・リーダーシップの発揮と自ら学び続ける向上心 | |
| | 学校経営ビジョン構築、教育課程の管理 | <ul style="list-style-type: none"> ・学校課題を基にした中・長期的な視点による学校経営ビジョンの設定と課題に対する的確な対応策の明示 ・特色ある教育課程の編成と進行状況の管理 | <ul style="list-style-type: none"> ・学校経営ビジョンの理解と学校課題の適切な把握 ・特色ある教育課程の編成・実施・評価・改善のための情報収集と整理・分析 |
| マネジメント力 | 人材育成 | <ul style="list-style-type: none"> ・教職員の現状把握、OJT（日常的な職場内研修）の推進による人材育成と必要な支援・助言、的確な評価 | <ul style="list-style-type: none"> ・教職員の同僚性を育む組織風土の醸成、OJTの体制整備 |
| | 組織運営・経営資源の活用 | <ul style="list-style-type: none"> ・学校の効率的な経営、検証・改善 ・組織の活性化、業務の負担軽減のための基本方針の明示 ・個々の能力や適性に応じた校務分掌の配置、適切な労務管理 ・効果を高める施設管理や設備の充実、計画的・効率的な予算執行 | <ul style="list-style-type: none"> ・学校の効率的な運営に向けた調整、検証・改善 ・組織の活性化、業務の負担軽減に向けた具体策の提示 ・教職員の職務や健康面・メンタル面の把握と対応 ・日常的な施設・設備の点検と効率的な補修・修繕計画 |
| | 危機管理 | <ul style="list-style-type: none"> ・学校安全マニュアルの作成と見直し、学校内外への周知 ・危機管理体制に基づく迅速で的確な判断・指示 | <ul style="list-style-type: none"> ・学校安全マニュアルの作成に向けた情報収集と整理 ・学校安全マニュアルの周知・徹底 ・危機管理体制に基づく組織的な取組の推進 |
| | 連携・協働 | <ul style="list-style-type: none"> ・家庭や地域社会、関係機関等と連携・協力した学校経営 ・経営者としての説明責任 | <ul style="list-style-type: none"> ・家庭や地域社会、関係機関等との適切な対応・交渉 ・家庭等に対する学校の教育方針や現状の発信 |
| | | | |

研修体系

別紙1



教育公務員特例法等の一部を改正する法律 について

1. 教育公務員特例法の一部改正
2. 教育職員免許法の一部改正
3. 独立行政法人教員研修センター法の一部改正

文部科学省初等中等教育局教職員課

これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について(答申)【概要】(1/2)

背景

- 教育課程・授業方法の改革(アクティブ・ラーニングの視点からの授業改善、教科等を越えたカリキュラム・マネジメント)への対応
- 英語、道徳、ICT、特別支援教育等、新たな課題への対応
- 「チーム学校」の実現
- 社会環境の急速な変化
- 学校を取り巻く環境変化
 - ・大量退職・大量採用→年齢、経験年数の不均衡による弊害
 - ・学校教育課題の多様化・複雑化

主な課題

【研修】

- 自ら学び続けるモチベーションを維持できる環境整備が必要
- アクティブ・ラーニング型研修への転換が必要
- 初任者研修・十年経験者研修の制度や運用の見直しが必要
- 教員の学ぶ意欲は高いが多忙で時間確保が困難

【採用】

- 優秀な教員の確保のための求める教員像の明確化、選考方法の工夫が必要
- 採用選考試験への支援方策が必要
- 採用に当たって学校内の年齢構成の不均衡の是正に配慮することが必要

【養成】

- 「教員となる際に最低限必要な基礎的・基本的な学修」という認識が必要
- 学校現場や教職に関する実感を体験させる機会の充実が必要
- 教職課程の質の保証・向上が必要
- 教科・教職に関する科目の分断と細分化の改善が必要

【全般的事項】

- 大学等と教育委員会の連携のための具体的な制度的枠組みが必要
- 幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等の特徴や違いを踏まえ、制度設計を進めていくことが重要
- 新たな教育課題(アクティブ・ラーニングの視点からの授業改善、ICTを用いた指導法、道徳、英語、特別支援教育)に対応した養成・研修が必要

【免許】○義務教育学校制度の創設や学校現場における多様な人材の確保が必要

これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について(答申)【概要】(2/2)

| キャリアステージ | 改革のポイント |
|----------|---|
| 養成段階 | <ul style="list-style-type: none"> ・教科毎の理論・知識に偏る傾向の改善が必要 ・学校現場を体験する機会等の充実が必要 ・教職課程の質の保証・向上が必要 <p style="text-align: center;">↑</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実践・演習重視の授業にシフト ・学校インターンシップの導入(教職課程への位置付け) ・教職課程を統括する組織の設置・評価の推進等 |
| 採用段階 | <ul style="list-style-type: none"> ・養成と採用の接続の充実が必要 ・県教委の採用選考の質的向上・実施の効率化が必要 ・特別免許状の活用等、選考方法の工夫が必要 <p style="text-align: center;">↑</p> <ul style="list-style-type: none"> ・丁寧な採用選考の促進(「教師塾」方式の普及等) ・県域を越えた共同採用選考に向けた研究開発 ・特別免許状に係る手続きの改善・活用の弾力化 |
| 1～3年目 | <ul style="list-style-type: none"> ・本採・臨採を含めた初任研修の充実が必要 ・教員の大量退職に対応した若手教員育成が必要 ・若手教員の研修体制の充実が必要 <p style="text-align: center;">↑</p> <ul style="list-style-type: none"> ・初任研から初期研修への転換(2,3年目研修への接続) ・指導力のある教員によるメンター方式の研修の推進 ・複数の教員によるチーム研修の推進 |
| 中堅段階 | <ul style="list-style-type: none"> ・ミドルリーダー不足の解消が必要 ・免許更新制と十年研修との関係の整理が必要 <p style="text-align: center;">↑</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ミドルリーダー育成にシフト(学校運営上の指導能力など) ・研修実施時期の弾力化、相互の特色の強化 <p>※免許更新制は最新知識の獲得、十年研修は組織の中間管理技法の獲得等</p> |
| ベテラン段階 | <ul style="list-style-type: none"> ・学校組織経営上のリーダーシップの強化が必要 ・現代的な教育課題に応じたマネジメント力強化が必要 <p style="text-align: center;">↑</p> <ul style="list-style-type: none"> ・チーム学校として組織力を発揮できる管理職研修の充実 ・学校全体としてのマネジメント力の強化 |
| 共通事項 | <p>【全段階共通】新たな教育課題に対応するよう改善が必要</p> <p>【制度】教員育成指針・指標の作成(国、県) ⇒ 県毎の実施体制(教員育成協議会)※教委、大学、学校等から構成</p> <p>【基盤】研修ネットワークの構築、調査・分析・研究開発を担う全国的な拠点の整備(独)教員研修センターの機能強化</p> <p>【機会】教職員定数の拡充、指導教諭や指導主事の配置の充実</p> <p>【教職大学院】教職大学院の高度化・弾力的活用方法の整備(履修証明制度の活用等を含む)</p> |

教育公務員特例法等の一部を改正する法律について（改正のポイント）

1. 教育公務員特例法の一部改正関係

(1) 校長及び教員としての資質の向上に関する指標の全国的整備

校長及び教員としての資質の向上に関する指標の策定に関する指針

新設

文部科学大臣は、公立の小学校等の校長及び教員の計画的かつ効果的な資質の向上を図るため、校長及び教員としての資質の向上に関する指標の策定に関する指針（以下「指針」という。）を定めるものとする。

- 一 公立の小学校等の校長および教員の資質の向上に関する基本的な事項
- 二 指標の内容に関する事項
- 三 その他公立の小学校等の校長および教員の資質の向上を図るに際し配慮すべき事項

校長及び教員としての資質の向上に関する指標

新設

公立の小学校等の校長及び教員の任命権者は、指針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該校長及び教員の職責、経験及び適性に応じて向上を図るべき校長及び教員としての資質に関する指標（以下「指標」という。）を定めるものとする。指標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ協議会において協議するものとする。

教員研修計画

新設

公立の小学校等の校長及び教員の任命権者は、指標を踏まえ、当該校長及び教員の研修について、毎年度、体系的かつ効果的に実施するための計画（以下「教員研修計画」という。）を定めるものとする。教員研修計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 任命権者が実施する初任者研修、中堅教諭等資質向上研修その他の研修（以下「任命権者実施研修」という）に関する基本的な方針
- 二 任命権者実施研修の体系に関する事項
- 三 任命権者実施研修の時期、方法及び施設に関する事項
- 四 研修を奨励するための方途に関する事項
- 五 上記に掲げるもののほか、研修の実施に関し必要な事項として文部科学省令で定める事項

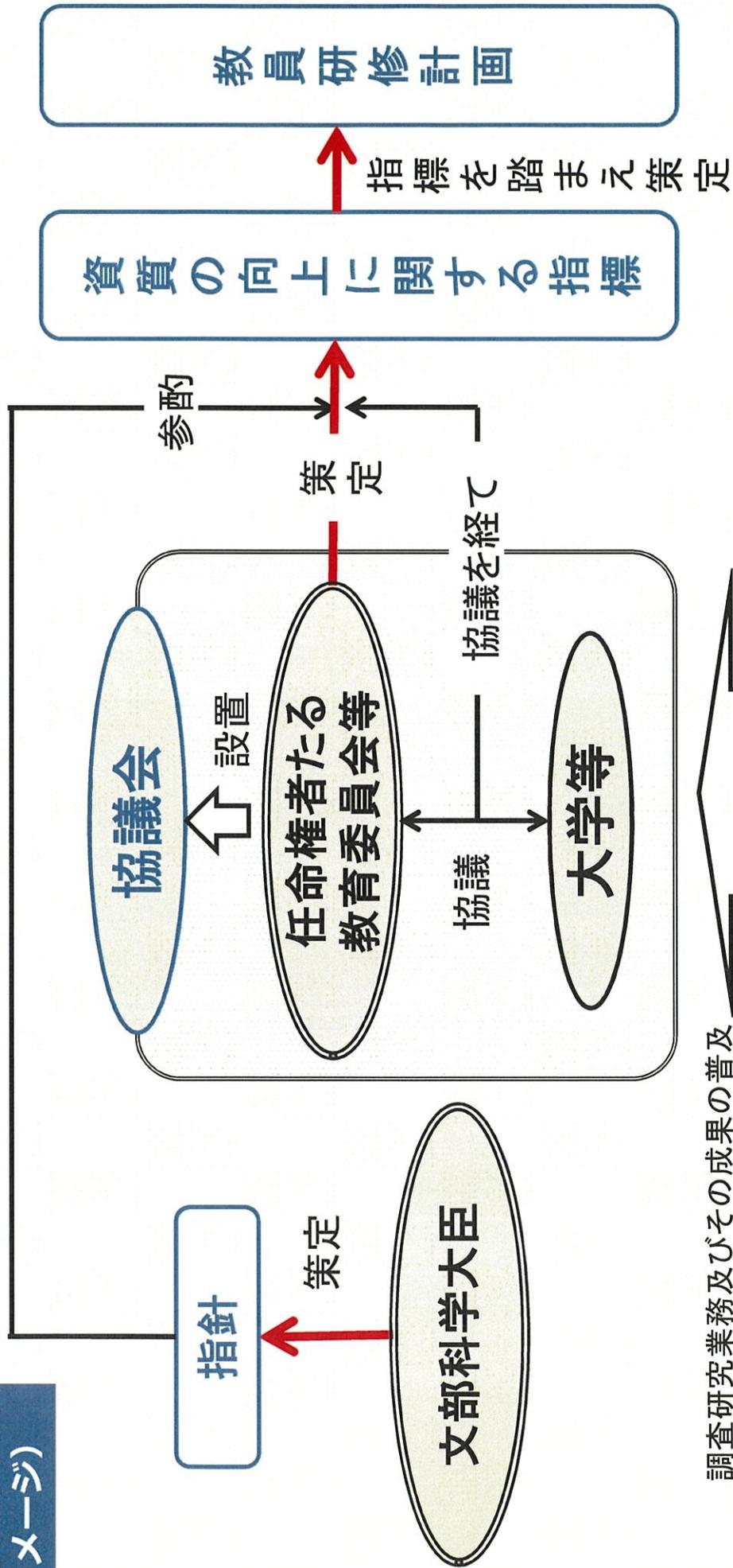
協議会

新設

公立の小学校等の校長及び教員の任命権者は、指標の策定に当該指標に基づき当該校長及び教員の資質の向上に関して必要な事項についての協議を行うための協議会(以下「協議会」という。)を組織するものとするとともに、協議会は、指標を策定する任命権者及び公立の小学校等の校長及び教員の資質の向上に係る大学等をもって構成するものとする。

協議会において協議が調った事項については、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならないものとする。

新たなスキーム
(イメージ)



調査研究業務及びその成果の普及
指標の策定に関する専門的な助言

独立行政法人教職員支援機構

教育公務員特例法等の一部を改正する法律について（改正のポイント）

（2）十年経験者研修の見直し

| 条 | 旧 | 新 |
|------|---|---|
| 第24条 | <p>（十年経験者研修） 公立の小学校等の教諭等の任命権者は、当該教諭等に対して、その在職期間が十年に達した後相当の期間内に、個々の能力、適性等に応じて、教諭等としての資質の向上を図るために必要な事項に関する研修（十年経験者研修）を実施しなければならぬ。</p> | <p>（中堅教諭等資質向上研修） 公立の小学校等の教諭等の任命権者は、当該教諭等に対して、個々の能力、適性等に応じて、公立の小学校等における教育に関する相当の経験を有し、その教育活動その他の学校運営の円滑かつ効果的な実施において中核的な役割を果たすことが期待される中堅教諭等としての職務を遂行する上で必要とされる資質の向上を図るために必要な事項に関する研修（中堅教諭等資質向上研修）を実施しなければならぬ。</p> |

教育公務員特例法等の一部を改正する法律について（改正のポイント）

2. 教育職員免許法の一部改正関係

| 条 | 旧 | 新 |
|-------------------|--|--|
| 第4条 〔特別免許状の種類〕 | <p>小学校教諭、中学校教諭及び高等学校教諭の特別免許状は、次に掲げる教科又は事項について授与するものとする。</p> <p>一 小学校教諭にあつては、国語、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭及び<u>体育</u></p> | <p>小学校教諭、中学校教諭及び高等学校教諭の特別免許状は、次に掲げる教科又は事項について授与するものとする。</p> <p>一 小学校教諭にあつては、国語、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭、<u>体育及び外国語</u> <u>（英語、ドイツ語、フランス語その他の各外国語に分ける。）</u></p> |

〔別表第一〕 (中学校教諭一種免許状の場合)

〔免許状取得に必要な科目区分と単位数〕

| | |
|--------------|----|
| 教科に関する科目 | 20 |
| 教職に関する科目 | 31 |
| 教科又は教職に関する科目 | 8 |

(中学校教諭一種免許状の場合)

| | |
|--------------|----|
| 教科及び教職に関する科目 | 59 |
|--------------|----|

【参考】

教科に関する科目・・・大学レベルの学問的・専門的内容
教職に関する科目・・・児童生徒への指導法等

〔新設〕

〔教員研修センターへの事務移管〕

文部科学大臣は、独立行政法人教職員支援機構に、
①免許状更新講習の認定
②教員資格認定試験の実施
③免許法認定講習等の認定
に関する事務を行わせるものとする。

現 行

見 直 し の イ メ ー ジ

■の事項は備考において単位数を設定

| 各科目に含めることが必要な事項 | 専修 | 一種 | 二種 |
|--|----|----|----|
| 教科に関する科目 ※国語(書写を含む。)、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭及び体育のうち一以上について修得すること | 8 | 8 | 4 |
| 教職の意義及び教員の役割 | 2 | 2 | 2 |
| 教職の職務内容(研修、服務及び身分保障等を含む。) | 2 | 2 | 2 |
| 進路選択に資する各種の機会の提供等 | | | |
| 教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 | 6 | 6 | 4 |
| 幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程(障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。) | | | |
| 教育に関する社会的、制度的又は経営的事項 | | | |
| 教育課程の意義及び編成の方法 | | | |
| 各教科の指導法 (一種:2単位×9教科、二種:2単位×6教科) | 22 | 22 | 14 |
| 道徳の指導法(一種:2単位、二種:1単位) | | | |
| 特別活動の指導法 | | | |
| 教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。) | 4 | 4 | 4 |
| 生徒指導、教育相談及び進路指導に関する基礎的な知識を含む。) | | | |
| 生徒指導、教育相談及び進路指導に関する基礎的な知識を含む。) | 5 | 5 | 5 |
| 進路指導の理論及び方法 | 2 | 2 | 2 |
| 教育実習 | 34 | 10 | 2 |
| 教職実践演習 | 83 | 59 | 37 |
| 教科又は教職に関する科目 | | | |

| 各科目に含めることが必要な事項 | 専修 | 一種 | 二種 |
|--|----|----|----|
| 教科及び教科の指導法に関する科目 イ 教科に関する専門的事項※「外国語」を追加。 ロ ■各教科の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)(各教科それぞれ1単位以上修得) ※「外国語の指導法」を追加。 | 30 | 30 | 16 |
| 教育の理念的並びに教育に関する歴史及び思想 教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校への対応を含む。) | | | |
| 教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。) | 10 | 10 | 6 |
| 幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程に対する理解(1単位以上修得) | | | |
| 特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に 教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。) | | | |
| 道徳の理論及び指導法(一種:2単位、二種:1単位) | 10 | 10 | 6 |
| 総合的な学習の時間の指導法 特別活動の指導法 教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。) | | | |
| 生徒指導の理論及び方法 教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。) | | | |
| 進路指導(キャリア教育に関する基礎的な事項を含む。) | | | |
| 教育実習(学校インターンシップ(学校体験活動)を2単位まで含むことができる。)(5単位) | 7 | 7 | 7 |
| 教職実践演習(2単位) | 26 | 2 | 2 |
| 大学が独自に設定する科目 | 83 | 59 | 37 |

※「教科に関する科目」、「教職に関する科目」、「教科又は教職に関する科目」の3区分は廃止し、総単位数以外は全て省令において規定。

※「教科及び教科の指導法に関する科目」、「教育の基礎的理解に関する科目」、「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」においては、アクティブ・ラーニングの視点を取り入れること。

※教育実習に学校インターンシップを含む場合には、当該学校種の教育実習の機会を提供するため、他の学校種の免許状取得における教育実習の単位流用を認めない場合も考えられる。

教育公務員特例法等の一部を改正する法律について（改正のポイント）

3. 独立行政法人教員研修センター法の一部改正関係

| 条 | 旧 | 新 |
|-----|---|--|
| 第2条 | (名称) この法律に規定する独立行政法人の名称は、 独立行政法人教員研修センター とする。 | (名称) この法律に規定する独立行政法人の名称は、 独立行政法人教職員支援機構 とする。 |
| 第3条 | (センターの目的) 独立行政法人教員研修センター は、校長、教員その他の学校教育関係職員に対する 研修等 を行うことにより、 その資質の向上を図る ことを目的とする。 | (機構の目的) 独立行政法人教職員支援機構 は、校長、教員その他の学校教育関係職員に対し、 研修の実施、職務を行うに当たり必要な資質に関する調査研究及びその成果の普及その他の支援 を行うことにより、 これらの者の資質の向上を図る ことを目的とする。 |

| | | |
|------|---|---|
| 第10条 | (業務の範囲) センターは、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。 一 校長、教員その他の学校教育関係職員に対する 研修 を行うこと。 二 学校教育関係職員に対する 研修 に関し、 指導、助言及び援助 を行うこと。 三 前二号の業務に附帯する業務を行うこと。 | (業務の範囲) 機構は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。 一 校長、教員その他の学校教育関係職員に対する 研修 を行うこと。 二 校長及び教員としての資質の向上に関する指標の策定に関する専門的な助言 を行うこと。 三 学校教育関係職員に対する 研修 に関し、 指導、助言及び援助 を行うこと。 四 学校教育関係職員としての職務を行うに当たり必要な資質に関する調査研究及びその成果の普及 を行うこと。 五 教育職員免許法の規定による教員免許更新講習及び教育職員免許法認定講習に関する事務 を行うこと。 六 教育職員免許法に規定する教員資格認定試験(文部科学大臣が行うものに限る)の実施に関する事務 を行うこと。 七 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。 |
|------|---|---|

4. 施行期日

平成29年4月1日(ただし、2. については平成31年4月1日(一部については公布日もしくは平成30年4月1日)、3. の一部については平成30年4月1日又は平成31年4月1日)

| 対象校種等 | | | | |
|-------|---|---|---|-----|
| 小 | 中 | 高 | 特 | 幼・こ |
| | | ○ | | |

<備考>
平成31年度初任者研修（高等学校）対象教諭

| 中堅前期研修選択対象 | | | | |
|------------|---|---|---|-----|
| 小 | 中 | 高 | 特 | 幼・こ |
| | | | | |

| 中堅後期研修選択対象 | | | | |
|------------|---|---|---|-----|
| 小 | 中 | 高 | 特 | 幼・こ |
| | | | | |

※「中堅前期研」とは「中堅教諭等資質向上研修(前期)」(旧5年研)の略称
「中堅後期研」とは「中堅教諭等資質向上研修(後期)」(旧10年研)の略称

講座番号 A13 初任者研修（高等学校）基礎講座

平成31年度 講座概要

| | | | |
|--|---|-------|---|
| 講座の目標 | 本県の教員として、生徒への指導に対する心構えや授業に対する基本的な考え方を養うと共に、社会人としてのマナーやメンタルヘルスについての研修を通して、職業人としての自覚を促し、教育公務員としての資質・能力と指導力の向上を図る。 | | |
| 期間(期日) | 2019年4月18日(木) ～ 2019年4月19日(金) 2 日間 | | |
| 会場 | 青森県総合学校教育センター | 担当 | 高校教育課 指導主事 木村 智子 |
| 受付 | 2階ロビー | 連絡先 | TEL 017-764-1995(FAX 017-728-6351) E-mail iwaya-tomoko@m01.asn.ed.jp |
| 持参物 | 印鑑(出席簿に使用)、「初任者研修の手引(県立学校編)」 | | |
| 日程表 | | | |
| 【1日目】 4月18日(木) | | | |
| 時 間 | 内 容 | 場 所 | |
| 9:00～9:30 | 受付 出席簿に押印 | 2階ロビー | |
| 9:30～9:45 | 諸連絡 日程説明・事務連絡 | 中研修室 | |
| 9:45～10:15 | リエンション 研修ガイダンス (講師) 県総合学校教育センター 指導主事 金子 勇太 | 中研修室 | |
| 10:15～11:00 | 講義 初任者に期待すること (講師) 県総合学校教育センター 高校教育課長 平山 貴 | 中研修室 | |
| 11:00～11:30 | 講義 特別支援教育について (講師) 県総合学校教育センター 特別支援教育課長 大坂 充 | 中研修室 | |
| 11:30～12:00 | 講義 情報化への対応と情報教育について (講師) 県総合学校教育センター 産業教育課長 野呂 政幸 | 中研修室 | |
| 12:00～13:00 | 昼食 | 中研修室 | |
| 13:00～14:00 | 講義 教育相談について (講師) 県総合学校教育センター 教育相談課長 木村 浩 | 中研修室 | |
| 14:00～16:00 | 演習・協議 1年間の研修に向けて (講師・助言者) 県総合学校教育センター 指導主事 木村 智子 | 中研修室 | |
| 【2日目】 4月19日(金) (A26初任者研修(特別支援学校)教職基礎講座I及F449新規採用県立学校実習助手研修と一部合同開催) | | | |
| 時 間 | 内 容 | 場 所 | |
| 8:30～9:00 | 受付 出席簿に押印 | 2階ロビー | |
| 9:00～10:00 | 講義 教職員の服務規律について (講師) 県教育庁教職員課 総括主幹 森 三奈子 | 大研修室 | |
| 10:00～12:00 | 講義・演習 社会人としてのマナー (講師) オフィス円香 代表 大坂 彰子 | 大研修室 | |
| 12:00～13:00 | 昼食 | 大研修室 | |
| 13:00～14:00 | 講義 教職員のメンタルヘルス (講師) 日本産業カウンセラー協会東北支部 青森県運営部長 斎藤 啓一 | 大研修室 | |
| 14:00～15:30 | 演習・協議 教科指導の原点 ～生徒に身に付けさせたい資質・能力～ (講師・助言者) 県総合学校教育センター 指導主事(各教科) | 中研修室 | |

| 対象校種等 | | | | |
|-------|---|---|---|-----|
| 小 | 中 | 高 | 特 | 幼・こ |
| | | ○ | ○ | |

<備考>

平成31年度初任者研修（高等学校）対象教諭
 平成31年度初任者研修（特別支援学校）対象高等部教諭・助教諭

| 中堅前期研修選択対象 | | | | |
|------------|---|---|---|-----|
| 小 | 中 | 高 | 特 | 幼・こ |
| | | | | |

| 中堅後期研修選択対象 | | | | |
|------------|---|---|---|-----|
| 小 | 中 | 高 | 特 | 幼・こ |
| | | | | |

※「中堅前期研」とは「中堅教諭等資質向上研修(前期)」(旧5年研)の略称
 「中堅後期研」とは「中堅教諭等資質向上研修(後期)」(旧10年研)の略称

講座番号 A14 初任者研修（高等学校）教科教育基礎講座 I

平成31年度 講座概要

| | | | |
|----------------|--|--|---|
| 講座の目標 | 授業づくりの基礎・基本及び生徒の学習意欲を喚起する工夫について研修を行い、単元指導計画及び学習指導案の作成を通して、授業力の向上を図る。 | | |
| 期間(期日) | 2019年5月16日(木) ～ 2019年5月17日(金) 2日間 | | |
| 会場 受付 | 青森県総合学校教育センター 2階ロビー | 担当 連絡先 E-mail | 高校教育課 指導主事 大嶋 晃子 TEL 017-764-1995(FAX 017-728-6351) ohshima-akiko@m05.asn.ed.jp |
| 持参物 | 印鑑（出席簿に使用）、「初任者研修の手引（県立学校編）」 | | |
| 日程表 | | | |
| 【1日目】 5月16日(木) | | | |
| 時 間 | 内 容 | | 場 所 |
| 9:00～9:30 | 受付 | 出席簿に押印 | 2階ロビー |
| 9:30～9:45 | 諸連絡 | 日程説明・事務連絡 | 中研修室 |
| 9:45～12:00 | 講義・演習 | 授業で身に付けさせたい力 (講師) 県総合学校教育センター 指導主事 大嶋 晃子 | |
| 12:00～13:00 | 昼食 | | |
| 13:00～16:00 | 講義・演習 | 身に付けさせたい力を育むための授業づくり (講師) 県総合学校教育センター 指導主事 (各教科) | 第1研修室他 |
| 【2日目】 5月17日(金) | | | |
| 時 間 | 内 容 | | 場 所 |
| 8:30～9:00 | 受付 | 出席簿に押印 | 2階ロビー |
| 9:00～12:00 | 講義・演習 | 身に付けさせたい力を育むための授業づくり (講師) 県総合学校教育センター 指導主事 (各教科) | 第1研修室他 |
| 12:00～13:00 | 昼食 | | |
| 13:00～15:00 | 演習・協議 | 身に付けさせたい力を育むための授業づくり (講師・助言者) 県総合学校教育センター 指導主事 (各教科) | 第1研修室他 |

Memo